

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年10月4日（令和3年（行情）諮問第400号）

答申日：令和4年11月7日（令和4年度（行情）答申第320号）

事件名：特定書籍における胃部検査ペプシノーゲン法検査の担当課の配置図等の不開示決定（行政文書非該当）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「ガイドブック厚生労働省」における胃部検査ペプシノーゲン法検査の担当課の机の配置図，直通番号，内線番号，分掌事務ののったもの」（以下「本件対象文書」という。）につき，行政文書に該当しないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，令和3年6月25日付け厚生労働省発健0625第12号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

原処分は違法不当である。まず，国家公務員法の1条である。国家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準（職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む。）を確立し，職務の遂行に当たり最大の能率を發揮し得るように，民主的な方法で，選択され，かつ，指導すべきことを定め，もって国民に対し，公務の民主的かつ能率的な運営を保障することを目的とする。とだいたいあります。（中略）

私のレベルで言えば，胃部検査ペプシノーゲン法検査の担当課を速やかに明らかにして，机の配置図，直通電話，内線番号，分掌事務を明らかにすべきである。

「ガイドブック厚生労働省」は，特定出版会が発行しているもので，医薬品会社のコマーシャルも載っている冊子なので，厚生労働省とは関係ないのではないかと思います。いかがでしょうか？

机の配置図は，消防法か何かで作らないといけないとなっているはず

で、公文書としてあるはずですが。速やかに明らかにしないのは、国家公務員法1条違反である。

(追伸) たとえ私が行政文書開示請求書にガイドブック厚生労働省と欄外に書いていたとしても、それは、こちらの公文書ではないと示して、開示すべきが役所の本分と心得る。

(2) 意見書

市販の「ガイドブック厚生労働省」は特定出版会が発行しているものである。ここに電話すると厚生労働省から無料でもらってきたものを編集してあるそうです。ならば私にも情報提供で無料で欲しいですけども1枚10円払っても構いません。私の気持ちを手厚いあたたかい行政の思いやりの心で意をくみとっていただき、意地悪なことを言わずに書類をください。宜しく申し上げます。

(以下略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

審査請求人は、令和3年4月24日付け(同月28日受付)で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「ガイドブック厚生労働省」における胃部検査ペプシノーゲン法検査の担当課の机の配置図、直通番号、内線番号、分掌事務ののったもの」の開示請求を行った。

これに対して、処分庁が、令和3年6月25日付け厚生労働省発健0625第12号により不開示決定(原処分)を行ったところ、審査請求人は、これを不服とし、同年7月1日付け(同月5日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、審査請求人が開示を求める文書が市販のものであることから、原処分を維持することが妥当であり、棄却すべきである。

3 理由

(1) 審査請求人が開示を求める文書について

本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の欄外には、審査請求人が明確に「ガイドブック厚生労働省」(以下、第3において「本件ガイドブック」という。)と記載している。

加えて、開示請求における文書特定の際に対応した厚生労働省健康局がん・疾病対策課(以下「対応課」という。)において、改めて審査請求人へ電話にて確認を行ったところ、本件ガイドブックを明示的に指定された。

したがって、審査請求人が、本件開示請求によって、本件ガイドブックの特定頁の開示を求めたことは明らかである。

(2) 原処分の妥当性について

法に基づく開示請求の対象となる行政文書について、法2条2項の規定により、同項各号に掲げるものは除かれるところ、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものについては、同項1号に掲げられている。本件ガイドブックは、市販されている出版物であり、法2条2項1号に該当するから、原処分は妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「行政文書開示請求書にガイドブック厚生労働省とらん外に書いていたとしても、それは、こちらの公文書ではないと示して開示すべきが役所の本分とところえる」と主張するが、上記3(1)のとおり、審査請求人が本件ガイドブックの特定頁の開示を求めたことは明らかであって、その主張は失当である。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、不開示決定を行った原処分は妥当であり、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 令和3年10月4日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月18日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 令和4年10月20日 | 審議 |
| ⑤ | 同年11月1日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

処分庁は、本件開示請求は法2条2項1号に規定されている「書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの」の特定頁の開示を求めるものであり、法に基づく開示請求の対象となる行政文書の開示を求めるものではないとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これについて、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の行政文書該当性について検討する。

2 本件対象文書の行政文書該当性について

- (1) 当審査会において諮問書に添付されている開示請求書の記載内容を確認したところ、諮問庁が理由説明書(上記第3の3(1))において説明するように、同請求書の「1 請求する行政文書の名称等」欄の欄外には、「ガイドブック厚生労働省」と明示されていることが認められる。

次に、当審査会事務局職員をして審査請求人が指摘する「特定出版会」のウェブサイトを確認させたところ、「ガイドブック厚生労働省」は年2回発刊されており、書籍を特定するために付されるISBN番号及び

定価が明示されていることが確認できる。また、購入できる者に何らかの限定が付されている等の事情は認められない。

(2) 諮問庁から審査請求人への電話確認の結果（上記第3の3（1））を踏まえれば、審査請求人は、飽くまでも「ガイドブック厚生労働省」の該当頁の開示を求めているものと判断せざるを得ず、上記（1）の確認結果から、当該「ガイドブック厚生労働省」は、法2条2項1号に規定する「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に該当するものと認められ、同項に規定する行政文書には該当しないとする諮問庁の説明は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、法2条2項に規定する行政文書に該当しないとして不開示とした決定については、本件対象文書は行政文書に該当しないと認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子